

(注) 1. ※1：令和7年度の採用人員につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。
 2. ※2：① 学校教育法に基づく大学において、正規の薬学の課程（6年制の課程に限る。）を修めて卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）
 ② 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
 ③ 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に限ります。
 3. ※3：採用予定人員数の採用が見込まれる場合は、第2回目以降の試験を実施しません。
 4. ※4：第1回及び第2回までで採用人員数を満たした場合、第3回は実施しない場合があります。
 5. ※5：令和8年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和7年9月16日以降に行います。
 6. ※6：理学、工学、文学又は法学に類する学部・学科も応募資格に該当する場合があります。詳しくは最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
 7. 資格欄中の「高卒」は中等教育学校卒業者を含みます。
 8. 応募資格年齢の起算日は、種目ごと異なりますので、それぞれの採用要項又は自衛官募集ホームページ等で確認してください。
 9. その他、詳細については、各採用（募集）要項又は自衛隊地方協力本部で確認してください。（事務官・技官の採用試験については、防衛省大臣官房秘書課へお問い合わせください。）
 10. 記載内容については変更する場合があります。変更事項については自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。